

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成27年5月13日

水曜日

第3907号

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認 2
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 3
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

公 告

- 二級建築士又は木造建築士の免許の取消し 4
- 平成27年度登録販売者試験の実施
- 富山県希少野生動植物保護条例に基づく指定案の縦覧 6
- 指定希少野生動植物の指定に係る公聴会の開催 8

告 示

富山県告示第240号

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年4月24日認可した。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第241号

土地改良区の定款変更の認可について

牛ヶ首用土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年4月24日認可した。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第242号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成27年4月23日認可した。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第243号

農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」）という。）第8条第3項の規定により次のとおり農地中間管理機構の事業の特例に関する規程を承認したので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 農地中間管理機構の事業の特例事業を行う者の名称及び住所

名称 公益社団法人富山県農林水産公社

住所 富山市舟橋北町4番19号

2 承認年月日

平成27年5月13日

3 事業の種類

- (1) 農地売買等事業（法第7条1号に規定する事業をいう。）
- (2) 農地売渡信託等事業（法第7条2号に規定する事業をいう。）
- (3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条3号に規定する事業をいう。）
- (4) 研修等事業（法第7条4号に規定する事業をいう。）

富山県告示第244号

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第2項の規定により、総曲輪三丁目地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 理事長の氏名 金川 直博
- 2 理事長の住所 富山市梅沢町一丁目6番13号

富山県告示第245号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 杵掛生地線	黒部市六天 917番2から	変更前		最大 6.7 最小 6.7	24.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市六天 915番1まで	変更後		最大 11.9 最小 11.9	24.4	

富山県告示第246号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 杵掛生地線	黒部市六天 917番2から 黒部市六天 915番1まで	平成27年5月13日	新川土木 センター 入善土木 事務所

~~~~~  
公 告  
~~~~~

二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しを受 けた建築士の氏名	二級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	免許の取消 しの理由
平成27年4月21日	長越 章子	二級建築士	8894	申請
平成27年4月21日	川瀬 由絵	二級建築士	10557	申請
平成27年4月27日	野上 綾太	二級建築士	10556	合格の決定 の取消し

平成27年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成27年度登録販売者試験を次の

とおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成27年9月2日（水） 午後0時30分から午後5時30分まで

(2) 試験の場所

高岡市二塚 322番5 一般財団法人富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）

2 試験方法

筆記試験

3 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

平成27年5月13日（水）から6月19日（金）まで、富山県厚生部くすり政策課並びに富山県内の厚生センター及び厚生センター支所で配布する。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

平成27年6月8日（月）から6月19日（金）までに、富山県厚生部くすり政策課に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留とし、当該期間内の消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出書類

ア 登録販売者試験受験願書

イ 写真

(4) 受験手数料

15,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を登録販売者試験受験願書に貼付すること。）

5 合格発表

平成27年10月23日（金）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、登録販売者試験合格通知書を郵送する。

6 問い合わせ先

詳細については、富山県のホームページを閲覧すること。

富山県希少野生動植物保護条例に基づく指定案の縦覧

富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物を指定しようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定希少野生動植物として指定しようとする種

種の名称	指定しようとする理由
ホクリクサンショウウオ	水田や湿地と接する丘陵地に生息するが、生息環境が悪化している。 観賞や商用目的の捕獲圧が高く絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。
ハクバサンショウウオ	山地で、流水を有する湿地と接する樹林に生息するが、生息地が著しく減少している。 観賞や商用目的の捕獲圧が高く絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。

サギソウ	丘陵地の日当たりのよい湿地に生育するが、生育地及び個体数が著しく減少している。 観賞目的の採取・盗掘のおそれがあり絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。
フクジュソウ	落葉樹林の明るい林床や開放地に生育するが、生育地が著しく減少している。 観賞目的の採取・盗掘のおそれがあり絶滅も危惧されており、特に保護を図る必要があるため。

2 指定の案の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

(2) 縦覧期間

平成27年 5 月 13日から平成27年 5 月 26日まで

3 指定の案に対する意見書の提出

(1) 意見書の提出先

ア 郵送の場合

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県生活環境文化部自然保護課野生生物係

イ ファクシミリの場合

076-444-4430

(2) 意見書の提出期限

平成27年 5 月 26日

(3) 意見書の提出方法

郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。）又はファクシミリのいずれかの方法で意見書を提出すること。なお、氏名、住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び利害関係の内容を必ず明記すること。

4 問い合わせ先

富山県生活環境文化部自然保護課野生生物係

076-444-3397

指定希少野生動植物の指定に係る公聴会の開催

富山県希少野生動植物保護条例（平成26年富山県条例第47号）第8条第5項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県希少野生動植物保護条例施行規則（平成27年富山県規則第5号）第4条第1項の規定により公示する。

平成27年5月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成27年5月27日 午後2時から午後3時まで

2 開催場所

富山県庁南別館 263会議室

3 意見を聴こうとする案件

指定希少野生動植物の指定について